

令和5年度鏡野町立鶴喜小学校いじめ防止基本方針

<いじめ問題への対策の基本的な考え方>

☆いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

☆いじめは、どの学校・学級、どの児童にも起こりうるものであり、いじめの問題に無関心ですむ児童はない。

○いじめに対する認識を全教員で共有して、全児童をいじめに向かわせないような未然防止、いじめの早期発見、早期対応・迅速な対応に取り組みます。

<重点となる取組>

- ・「いじめについて考える週間」において、道徳や学級活動の授業を通して、いじめを許さないという意識の高揚を図る。
- ・児童のインターネットの利用実態を踏まえて、学年の発達段階に応じた情報モラルに関する授業を全学年で行う。
- ・積極的ないじめの認知・対応に心がける。
- ・関係機関との連携を図る。（SC・SSW・教育委員会学校評議員会等）